

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和 7 年 5 月 2 3 日

収支等命令者

佐賀県文化・観光局 文化課 文化財保護・活用室
室長 古川 直樹

1 競争入札に付する事項

- (1) 委 託 業 務 名 佐賀道路建設に伴う文化財調査に係る出土遺物実測等業務委託
- (2) 委 託 の 仕 様 等 仕様書による
- (3) 履 行 期 間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで
- (4) 履 行 場 所 受託者の作業所

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定により、佐賀県入札参加資格の決定を受け、「令和 7・8 年度佐賀県建設工事施行能力等級表（建設関連業）」（令和 7 年 4 月 1 日現在）の「その他の業種（文化財）」に佐賀県及び九州各県（沖縄県を除く）の本店・支店・営業所が掲載されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- (4) 本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において不渡り手形等を出していない者であること。
- (5) 本業務の開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定した者で、審査規則第 2 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書を再度提出し、再度、公告に掲載している審査規則による入札参加資格の決定を受けている者を除く。
- (6) 過去 5 年以内に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、佐賀県又は他の地方公共団体と本委託業務と同規模の出土遺物の実測・デジタルトレース・デジタル写真撮影の業務委託に関する契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した者であること。なお、公益財団法人との契約実績は含まない。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ

からきに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付の上、令和7年6月5日（木）午後5時15分までに（2）の担当課に持参又は郵送（令和7年6月5日（木）午後5時15分までに担当課へ必着）すること。期限までに提出しない者又は競争資格がない者は入札に参加することができない。

提出した資料について説明を求められた場合は、これに応じること。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

（1）入札参加資格確認申請書及び関係資料

- ①入札参加資格確認申請書（様式1）※両面印刷
- ②営業概要書（様式2）
- ③業務場所概要書（様式3）
- ④同種業務の履行実績調書（様式4）
- ⑤業務管理者調書（様式5）
- ⑥佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定による「佐賀県入札参加資格決定通知書」の写し

（2）担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県文化・観光局 文化課文化財保護・活用室 文化財調査担当

電話 0952-25-7233

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定する。

入札参加資格の確認結果は、令和7年6月12日（木）に通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、事実を知り得た日から5日（休日を含まない）以内に説明請求書（様式6）により、当該理由について説明を求めることができる。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

3 (2) の担当課に同じ。

(2) 入札関係書類の交付方法

令和7年5月23日(金)から6月5日(木)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間、上記3(2)において交付する。また、佐賀県のホームページからも入手できる。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札及び開札の日時

ア 日 時 令和7年6月19日(木) 13時30分

イ 場 所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁 旧自治会館 2階 11号会議室

6 入札方法等

(1) 入札の方法

入札者又はその代理人による「入札書」(様式7)の直接持参による入札。ただし、代理人が直接持参により入札する場合は、入札前に「委任状」(様式8)を提出するものとする。

(2) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(3) 入札の撤回

入札者又はその代理人は、提出した入札書の書き換え、差し替え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに「入札辞退届」(様式9)を提出するものとする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則

(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則

(平成4年佐賀県規則第35号) 第115条第3項第3号の規定により免除する。

8 業務内容等に対する質問等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、「質問書」(様式10)により行うこと。

(1) 質問書提出期間

令和7年5月23日(金)から6月5日(木)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 質問書提出方法

質問内容を記入し、下記の問い合わせ先に持参又は電子メールによる。(電子メールの場合は電話にて到着の確認を行うこと。)

(3) 回答期限

令和7年6月12日(木)

(4) 回答方法

競争入札参加資格確認申請者すべてに電子メールにて回答を送付する。

9 問い合わせ先 郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県文化・観光局文化課文化財保護・活用室(担当:文化財調査担当)

T E L 0952-25-7233

電子メール<bunkazaihogo@pref.saga.lg.jp>